

## 第 9 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 9 月 1 9 日(金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

( 1 ) 議案第 3 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

( 2 ) 議案第 3 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

( 3 ) 議案第 3 7 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

( 4 ) 議案第 3 8 号

荒廃農地に係る非農地判断について

( 5 ) 議案第 3 9 号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

#### 4 出席委員

農業委員 8名

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 黒崎 | 佳奈 | 2番 | 鈴木 | 義延 | 3番 | 永沼 | 善恵 |
| 4番 | 岩谷 | 金良 | 5番 | 野内 | 誠  | 6番 | 大串 | 政一 |
| 8番 | 泉  | 利夫 | 9番 | 根本 | 常和 |    |    |    |

農地利用最適化推進委員 11名

|     |     |    |     |    |    |     |    |     |
|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 11番 | 近藤  | 強  | 12番 | 佐川 | 正治 | 13番 | 添田 | 文彦  |
| 14番 | 小針  | 淳一 | 15番 | 渡邊 | 健一 | 16番 | 伊藤 | 良平次 |
| 17番 | 小豆畑 | 元  | 19番 | 円谷 | 和司 | 20番 | 近内 | 壽夫  |
| 21番 | 矢内  | 常男 | 22番 | 福田 | 正三 |     |    |     |

#### 5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 1名

18番 添田 健

#### 6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議ないものと認め、6番大串政一委員、1番黒崎佳奈委員を指名いたします。

---

(1) 議案第35号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。  
議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）  
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
9月13日、午前9時より譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員福田正三氏、渡邊健一氏と私の5名で調査しました。  
申請地は、石川町より県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇を過ぎると〇〇〇〇があり、さらに約50mほど進んだ県道右側の沢沿いに位置する大字〇〇〇〇番 地目 田 555㎡と大字〇〇〇〇番 地目 田 2,014㎡です。  
申請理由は、譲渡人と譲受人がそれぞれに利便性のある土地を交換したい、という相互の希望により、所有権移転の申請に至りました。  
現在、申請地は県発注工事により盛土をし嵩上げされております。  
譲受人は、工事完了後には牧草等の耕作を考えているとのことであり、権利取得後も経営体への集積等の取組、また地域農業活動への取り決めを守り、地域の農業者とともに協力をしていきたいとのことでもあります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第35号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第36号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1は第3種農地、番号2は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました近内壽夫委員に報告を求めます。

近内壽夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

9月10日、午後1時30分より代理人行政書士の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、矢内主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏と私の6名で、大字〇〇〇〇番3外2筆、地目 畑 221㎡を調査しました。場所は、〇〇〇〇駅から県道〇〇〇〇号線を北東へ150m進んだ先を右へ曲がり町道を200mほど進んだ道路右手に位置します。

申請人は現在海外で生活していますが、今後日本で両親、祖母と暮らすには、実家が築100年ほどたっており古く住みずらいため新たな土地に住宅を建築することが必要になりました。

申請地は親族が所有しており権利取得が可能で、駅も近く周辺の宅地化も進んでおり交通の便もよいです。

また、実家のそばであり両親、祖母の日常生活を変える必要もなく住宅の管理上、他に適地がないことから選定することとなりました。

申請地は専用農地から分断されており農作物への影響はありません。

建物からの汚水、雑排水は合併浄化槽により処理し既設側溝へ排水し、雨水は現況と同じく自然浸透となります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等  
ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第36号農地法第5条第1項番号1について、  
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内壽夫委員に  
報告を求めます。

近内壽夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

9月10日、午後1時45分より代理人行政書士の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、矢内主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏と私の6名で、大字〇〇〇〇17番外1筆、地目 田、1, 350㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇駅から県道〇〇〇〇号線を北東へ200m進んだ〇〇〇〇〇わきの町道をさらに北東へ250m進んだ〇〇〇〇〇わきの右側に位置します。

所有権移転の目的は、太陽光発電の設置です。

申請地は、土地造成は行わず設備設置を行い、年2回の草刈りを行います。

雨水は、敷地内の自然浸透を計画しており、近隣の農地に対する影響はないと思われま

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等

ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

« 「異議なし」の声あり »

議 長 異議のないものと認め、議案第36号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

---

#### (4) 議案第37号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。

議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

議 長 只今、説明のありました、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

« 「意見なし」の声あり »

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

« 「異議なし」の声あり »

議 長 異議のないものと認め、議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

---

#### (4) 議案第38号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第38号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第38号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号94を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、全て承認するものと決定いたします。

---

#### (4) 議案第39号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議長 次に、議案第39号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

こちらにつきましては、今年度、他県において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は、法令順守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

この件に関して、令和元年11月28日開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。この趣旨に則り、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせを決議するものです。

なお、この申し合わせについては、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人福島県農業会議より、綱紀保持を強く打ち出すため、農業委員会総会で決議するよう通知が来ているものがございます。

決議案を朗読させていただきます。

《決議（案）朗読》

以上でございます。

議 長 只今説明のあった 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第39号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については承認するものと決定いたします。

---

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年 9月19日

石川町農業委員会長

議事録署名人

---

6番

---

1番

---